

香害をなくす連絡会 と 消費者庁

消費者庁参加者・消費者安全課 課長補佐

表示対策課 課長補佐

消費者安全課

連絡会：挨拶とお礼

香害被害者の声：香害被害の苦しい実体験

面談内容

Q. 被害者の体験を聞いてどう思われたか？

A. 香害の問題については、自治体からの要望書ももらっているし、連絡会からのアンケートの結果も目を通してもらっている。また消費生活センターにそういう相談が寄せられている事も承知していたので、内容については、一応理解しているつもりではいたが、直接被害の話聞くのは初めてで、伺ってやはり大変辛い思いをされていることを、今受け止めているところ。

要望項目 1

国民の健康を守るために、柔軟剤、消臭除菌スプレーなど香り付き製品の販売に規制をかけてください。

回答・自身が使用を控えても周囲の人が使っていることで、自分が影響を受けてしまう、という点は、カオリつき製品の問題の一つの特徴だと思う。それゆえ、他の多くの問題の形と少し構造が違うところもあって、なかなか行政としても対応を苦慮しているようなところも、正直ある。ポスターでも、周りの人への配慮を求めるという形で踏み出した。

厚労省の方から答えがあったと思うが、労働科学研究の分野でももう少し原因が確定できるとか、どうして発生してしまうのか、解明されていけば、もう少しできることも増えていくとは思っている。

もちろん消費者の健康・安全を守るのは、消費者庁の大きな任務だと思っている。ただ、具体的に何が悪いのかが特定されていない中で、全体に対して例えば規制をかけてしまうことが、いくら予防原則と言っても、すべからく化学物質を含むものが禁止にされるべきなのかどうかというのは、なかなかこの場で答えるのが難しいと思う。

要望項目 2

柔軟剤、消臭除菌スプレーを家庭用品品質表示法の指定品目にしてください。

回答の前に

○移香についての説明

○柔軟剤を「家庭用品品質表示法」に入れるべき理由の説明

回答・家庭用品品質表示法は、購入に際して品質を識別するのが困難であるものについて、その品質を識別するように、品質の内容を表示してもらうことを目的とした法律。柔軟剤は、すでに洗剤と同

じょうな品質表示がなされているので、直ちに今対象にすべきではないと手前どもでは考えている。

Q. 家庭用品品質表示法の目的第1条は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする、と書いてあり、購入する時に判別が難しいからは、定義のところにはあるが、1条の目的は、一般消費者の利益を保護することなので、買った人だけではなく、それを撒かれた周りの人、カオリの害の被害者の人の利益も守ることは、家庭用品品質表示法の目的に沿っていると思っているが。

A. 家庭用品品質表示法は、第1条はそうになっているが、第2条で、表示を義務付ける家庭用品の定義というのが、購入に際して、品質を識別することが難しいものといった内容になっているので、なかなかそれ以上の対応が今難しいと考える。

Q. 例えば、弁当箱のようなもの、冷蔵庫で保管するような容器などには表示がある。それと比べて、柔軟剤の表示が必要ないという解釈はできないと思う。弁当箱のようなものの方は、品質を識別することが特に必要であると認められるかどうか、むしろ、逆でないかと思う。

A. 弁当箱の話は、プラスチックで、電子レンジで溶かしてしまうとか、そう言った苦情があったと聞いている。

Q. 日本石鹸洗剤工業会（以下、石鹸洗剤工業会）の自主基準のカオリに関する注意喚起と、5省庁のポスターを比べてもらうと、一番上は、「その香り、困っている人がいるかも？ 柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることをご理解ください。」となっている。石鹸洗剤工業会の自主基準には、このポスターの一番上のメインテーマが入っていない。「香りの感じ方には個人差があるので、周囲への配慮と適正使用量を守る旨を表示すること」とあるだけなので、もし今、直ちに家庭用品品質表示法の指定品目に加えるのが難しいと言われるのなら、行政指導と言うか、石鹸洗剤工業会に5省庁ポスターと同じ程度のカオリに関する注意喚起の表示をさせてほしい。

A. 指摘をもらった配慮の文言、メッセージの業界の自主基準との違いは、経産省の石鹸洗剤工業会を担当している部局に、今の話を伝えさしてもらおう。しっかり業界にも伝わるように連携をしていきたい。

要請項目3については、環境省などと協議することとする。

ポスターについて

Q. ポスターを作成してくれたことは感謝しているが、内容をレベルアップしたもので、再度、作成していただけないか。「困っている人がいるかも？」でなく、栃木県作成のポスターのように「困っている人がいます」にして欲しい。5省庁連名が難しければ、消費者庁独自で作成して欲しい。

最後に一言

消費者安全課：今の担当になる前から、この問題については知識として知っていたが、やはり直接皆さんからいろいろ話を聞けて、真摯に取り組んでいかなければいけない問題だと改めて認識した。皆さんにいただいている資料も、もちろん参考にさせてもらっている。引き続きよろしくお願いしたい。

表示対策課：何度も言うが、家庭用品品質表示法の対象にすることは、今時点では難しいものと考えている。経産省に伝えることは、しっかりやっていきたい。

消費者安全課：今日はいろんな話を聞かせてもらい、自分でももっと勉強をしていかなければならないと思った次第。引き続き、情報を寄せてもらえればと思うのでよろしくお願いしたい。

以上